

保存版

ご利用いただいている  
ガスやガス機器のことご存知ですか？

# あなたの 都市ガス

とにかく換気を  
忘れちゃだめね

ガス機器とガス栓って  
どうやってつなぐんだっけ？

一酸化炭素中毒って  
怖いよね

うちにはどんな  
ガス機器が  
あるの？

お客さまが  
ご利用のガスは  
**都市ガス  
(13A)**です。

いつもの暮らしを、いちばんに。

ガスを安心してお使いいただくための  
動画はこちらから➡



 **四国ガス**

<https://www.shikoku-gas.co.jp>

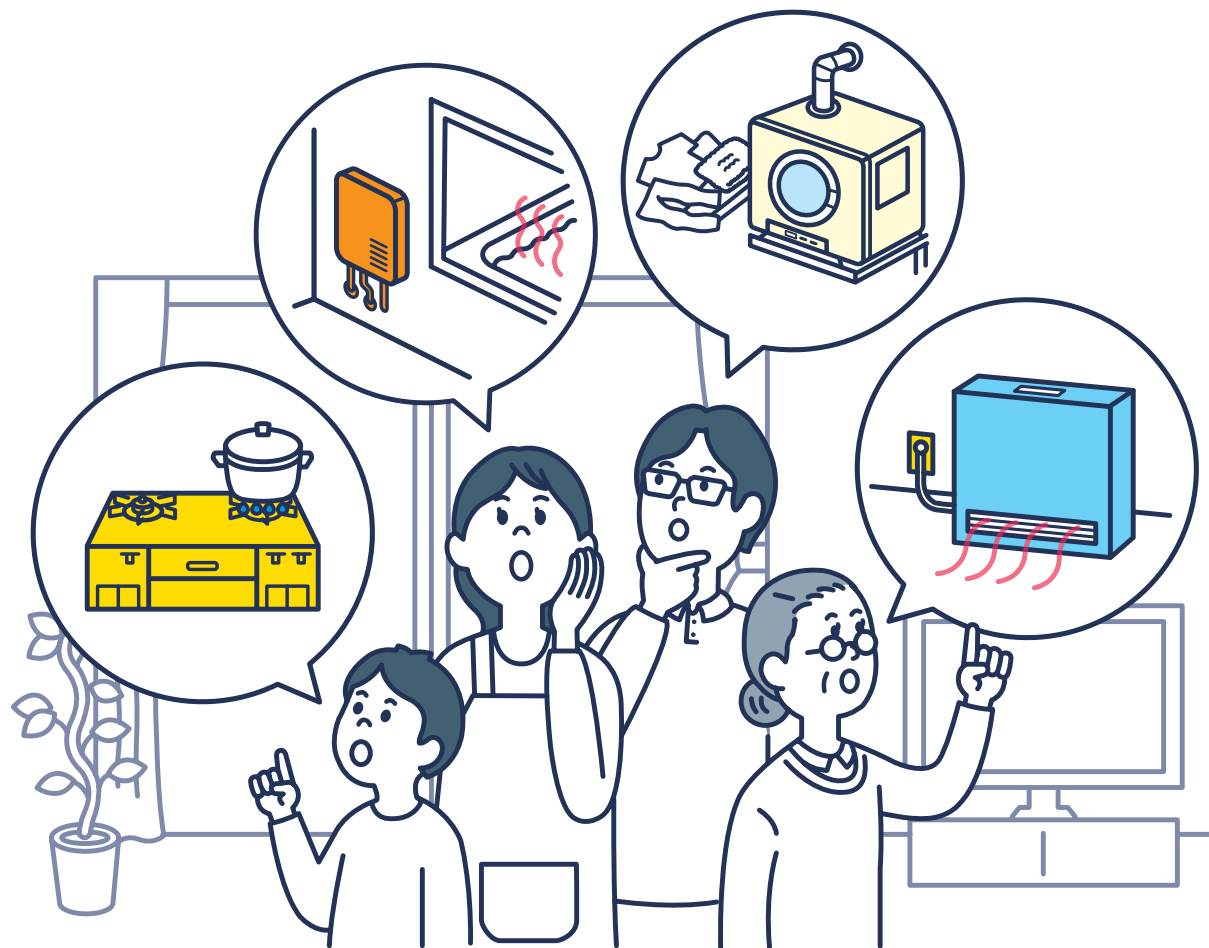
# ガス機器は、お客さまの大切な資産です。 お客さまご自身で責任を持って管理し、正しく使用してください。

わからないことや困ったことがあれば、お気軽にガス事業者にご相談ください。

## まず、ご家庭のガス機器と 接続具を確認しましょう。

### STEP 1 ガス機器はどこにありますか？

まず、ご自身が使用しているガス機器を確認しましょう。  
ガスを使用している機器は何か。それが、どこにあるのか。  
安全に使用するために、しっかり確認しておきましょう。



### STEP 2 そのガス機器は都市ガス用ですか？

ガスの種類には「都市ガス」と「LPガス」があります。お客さまがご利用のガスは「都市ガス」です。ガス機器に貼られているラベルが「都市ガス用」となっていることを必ず確認しましょう。

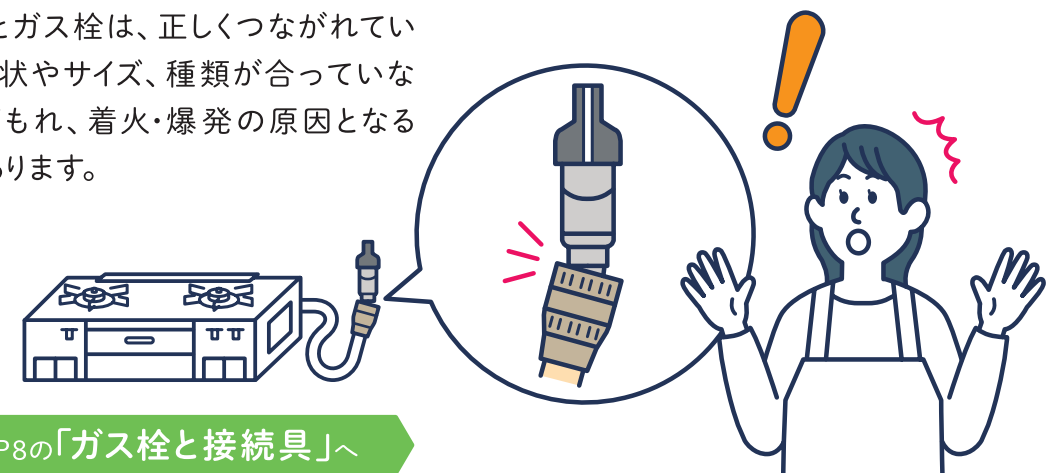
⚠ ガスの種類が合っていないガス機器を使用すると、正常な燃焼をせず、一酸化炭素中毒や火災の原因となるおそれがあります。

※ラベルの貼付位置はガス機器によって異なります。ラベルがない場合、もしくはわからない場合は、購入先等に確認しましょう。



### STEP 3 接続具は正しくつながっていますか？

ガス機器とガス栓は、正しくつながっていますか。形状やサイズ、種類が合っていないとガスがもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。



# こんな使い方していませんか？

正しく使えば安全で快適なガス。でも、誤った使い方をすると、思わぬ事故につながるおそれがあります。ガス機器はご自身で管理してお使いいただくものです。日ごろから確認・点検して、正しく使いましょう。

換気をせずに、  
ガス機器を使っていませんか？



ガス機器を使用する際は  
必ず換気をしてください。

換気をせずにガス機器を使用していると一酸化炭素が発生し、不快な臭いがしたり、頭痛や目がチカチカすることがあります。このような症状は、一酸化炭素中毒の可能性があり大変危険です。ガス機器を使用する際は、必ず換気扇を回すか、窓を開けましょう。

換気に関する  
動画はこちらから→



詳しくはP6の「換気の重要性」へ

ガス機器の点検や清掃を  
忘れていませんか？



ガス機器は定期的に  
点検・清掃を行ってください。

ガス機器の空気の取り入れ口にホコリが詰まったまま使用すると、一酸化炭素中毒や火災の原因となるおそれがあり大変危険です。ガス機器は定期的に点検・清掃をしましょう。また、古くなったガス機器は早めに取り替えましょう。

点検・清掃に関する  
動画はこちらから→



詳しくはP10の「日常の管理と点検」へ

ガス栓とガス機器は、  
正しく接続  
されていますか？



正しい接続具でガス栓と  
ガス機器をつなぎましょう。

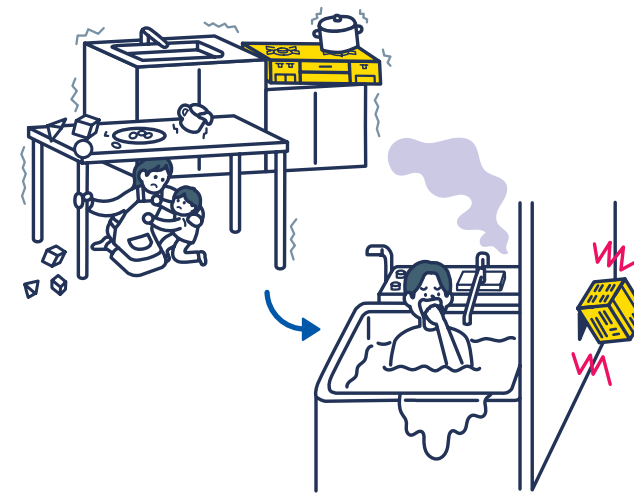
ガス機器がつながっていないガス栓を誤って開けると、もれたガスに引火するおそれがあり危険です。ガス栓を開ける前に確認してから使用してください。また、ガス機器やガス栓に形状やサイズが合っていない接続具をつなぐとガスもれの原因となるおそれがあります。

正しい接続に関する  
動画はこちらから→



詳しくはP8の「ガス栓と接続具」へ

自然災害の後、  
ガス機器の確認をしていますか？



ガス機器を使用する前は  
必ず点検してください。

日常的にはもちろん、特に地震や台風などの自然災害の後には、ガス機器の変形やガス機器に接続されている排気筒に穴あき・はずれなどの異常がないことを確認してから使用してください。異常を発見した場合は、ただちにガス機器の使用を中止し、ガス事業者へご連絡ください。

災害時の対応に関する  
動画はこちらから→



詳しくはP14の「災害時の対応」へ

ガスを安心してお使いいただくためのポイントを次ページ以降にまとめました。

# 換気的重要性

## ■ ガス機器を使うときは、必ず換気しましょう。

ガス機器を使うときには、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気しましょう。換気が不十分だと、燃焼に必要な空気(酸素)が不足して不完全燃焼となり、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。異常を感じたら、すぐにガス機器の使用を中止してください。



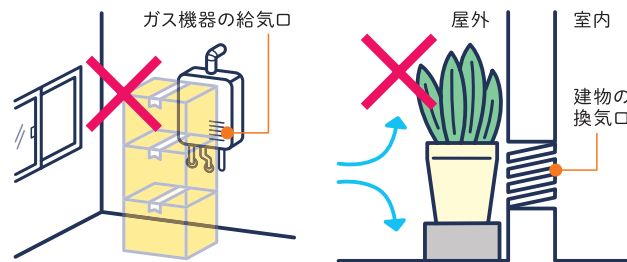
## ■ 暖房中も、ときどき換気をしましょう。

ファンヒーターやガスストーブを使用するときは、1時間に1~2回、1分程度を目安に換気をしてください。室内を閉めきったまま、長時間使用していると、室内の酸素濃度が徐々に低下していき、ガス機器が不完全燃焼を起こすおそれがあります。



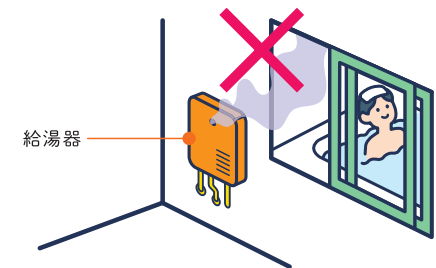
## ■ ガス機器の給排気口や建物の換気口は塞がないでください。

ガス機器の給排気口や建物の換気口を塞いでしまうと、換気が不十分となり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。給排気口・換気口のそばには物を置かないように注意してください。



## ■ 窓の近くに給湯器がある場合は、排気の流入に注意しましょう。

窓の近くに給湯器がある場合、ガス機器の使用中は窓を開けないように注意しましょう。排気が室内に流入して一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。



## ■ 一酸化炭素中毒は大変危険です。

CO(一酸化炭素)は、無色・無臭\*のため発生に気づきにくい気体ですが、毒性は強力で、少量の吸引でも危険です。また、一酸化炭素中毒の初期症状は風邪に似ていて気づきにくく、軽度では頭痛、めまい、吐き気等の症状を引き起こします。重症になると意識障害、神経障害を引き起こし、死に至ることもあり大変危険です。

空気中の一酸化炭素濃度(CO(%))と吸引時間による中毒症状

CO(%)	吸引時間による中毒症状
0.04	1~2時間で前頭痛や吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛
0.16	20分で頭痛・めまい・吐き気、2時間で死亡
0.32	5~10分で頭痛・めまい、30分で死亡
1.28	1~3分で死亡

\*CO自体は無臭ですが、不完全燃焼時はホルムアルデヒド(刺激臭物質)が、同時に発生するため、刺激臭がする場合もあります。

## ■ ガス・CO警報器がおすすめです。

万一のガスもれや不完全燃焼による一酸化炭素が発生した場合にランプと警報音でお知らせする警報器の設置をおすすめします。また、火災が発生したときにお知らせする機能のついた警報器もあります。警報器の交換期限は、10年・5年もしくは3年です(機種により異なります)。期限が過ぎる前に、お取り替えください。設置・取り替えの際は、ガス事業者にご相談ください。

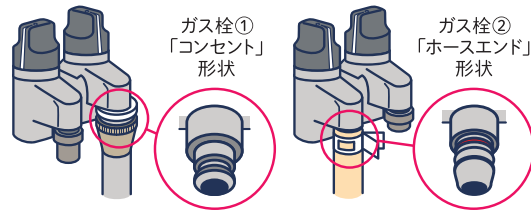


※地下街や超高層建物、大型商業施設等の建物には、ガス漏れ警報設備やガスを自動遮断する安全装置などが設置されています。これらの安全設備についても、その設置場所や機能を確認、いざというときの避難方法の訓練をしておきましょう。

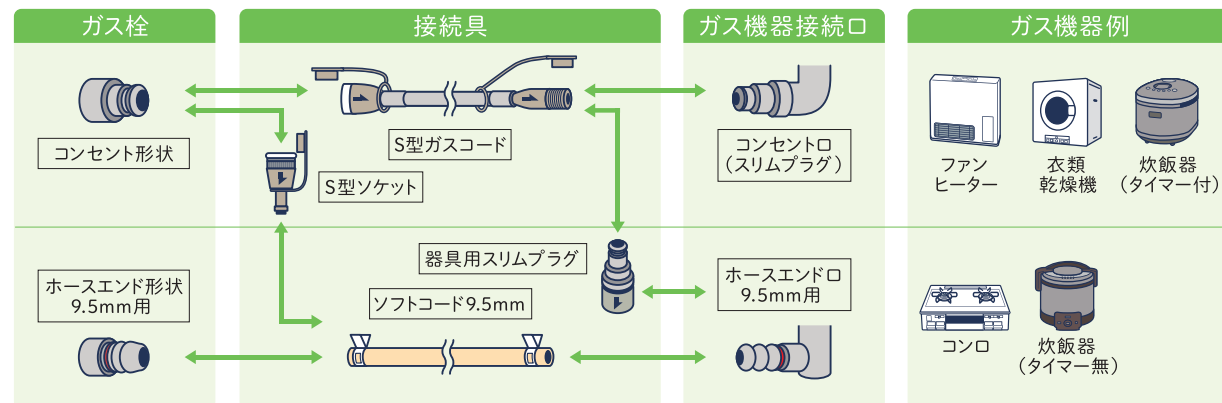
# ガス栓と接続具

## ■まず、ガス栓の形状を確認しましょう。

ガス栓のタイプは2種類。①コンセント形状と②ホースエンド形状があるので、どちらのタイプなのかを確認してください。次にガス機器の接続口の形状を確認し、それぞれの形状に合った接続具を選んでください。形状やサイズが合っていないものを接続すると接続箇所からガスがもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。



## ■ガス栓とガス機器に合った接続具を選びましょう。



ソフトコードには太さが9.5mmと13mmのタイプがあるので注意しましょう。

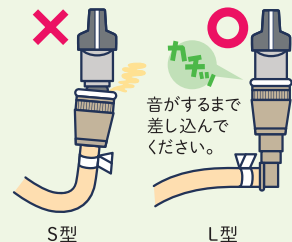
## ■ガス栓と接続具は正しく接続しましょう。

接続面にゴミなどの汚れがないかを確認して、しっかり接続してください。また、接続具(ソフトコードやガスコード等)は最適な長さで使用し、高温部に近づかないように注意しましょう。

### ガス栓への取り付け方

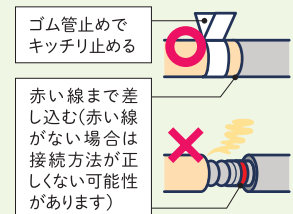
#### コンセント形状のガス栓

接続面にゴミなどの異物がないことを確認して確実に接続してください。



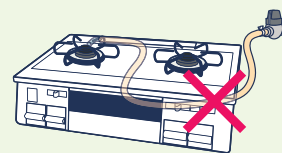
#### ホースエンド形状のガス栓

ソフトコードは赤い線までキッチリ差し込んでください。



ガス機器とガス栓をつなぐ場合は、接続具を必ずガス機器側からつないでください。

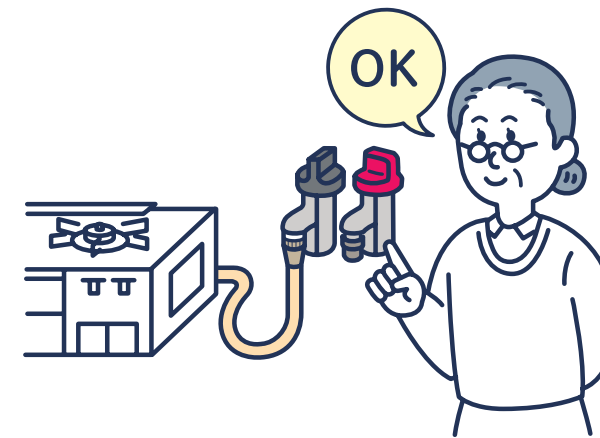
⚠ 接続具がコンロ下などの高温部に近づかないように接続します。



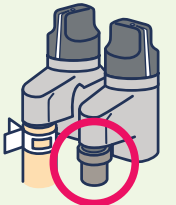
ソフトコードは、適切な長さで使用してください。

## ■使わないガス栓にはキャップやプラグを取り付けましょう。

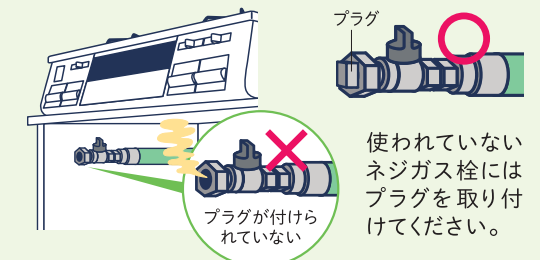
使わないガス栓にはガス栓キャップをかぶせ、誤って開けないように注意しましょう。また、ガス機器が接続されていないネジガス栓にはプラグの取り付けが必要です。プラグが取り付けられていない場合はガス事業者に連絡してください。



使わないガス栓にはガス栓キャップをかぶせてください。



不使用のネジガス栓には、必ずプラグを取り付けます。

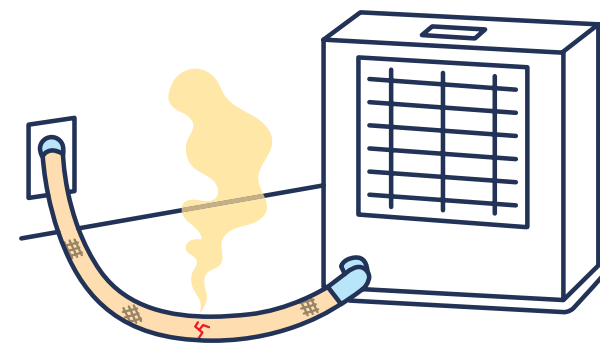


使われていないネジガス栓にはプラグを取り付けてください。

※プラグが取り付けられていない場合はガス事業者にご連絡ください。

## ■古くなった接続具やガス栓は早めに交換しましょう。

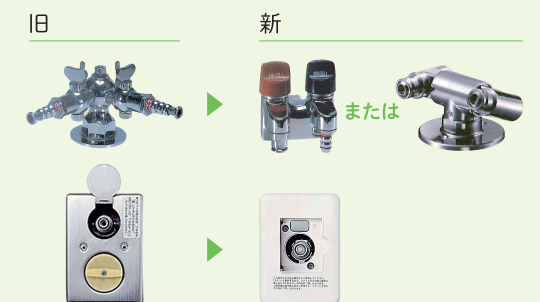
ひび割れや傷などの異常があったり、古くなった接続具(ソフトコードやガスコード等)やガス栓は早めに交換しましょう。また、ガス栓本体にガタツキや傷、変形、ツマミが動かなくなった場合などもお取り替えをおすすめしています。ガス栓はご自身で分解したり、取りはずしたりしないでください。



ひび割れや傷があったり、古くなった接続具(ソフトコードやガスコード等)は早めに交換しましょう。

## 旧型のガス栓のお取り替えもおすすめしています。

新しいタイプのガス栓には、万一、ソフトコードがはずれても安全装置が働き自動的にガスを止める機能がついています。より安全性の高いガス栓へのお取り替え(有償)をおすすめしています。



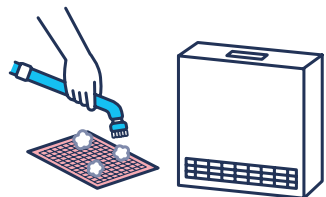


# 日常の管理と点検

## ■ ガス機器は定期的にお手入れしましょう。

ガス機器の空気の取り入れ口がホコリで詰まっていたり、バーナーが目詰まりしていると、不完全燃焼を起こす原因となります。ガス機器は、こまめに点検して清掃しましょう。

### 暖房機器



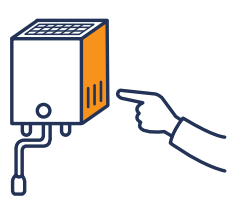
エアフィルターにホコリが詰まっていたら取り除きましょう。

### テーブルコンロ



バーナーが目詰まりしないようにブラシなどでお掃除しましょう。

### 小型湯沸器



小型湯沸器の給気口に汚れや詰まりがないかチェックしましょう。

## ■ 風呂がまや給湯器の給排気設備は、ときどきチェックしましょう。

風呂がまや給湯器の給排気設備も、ときどき点検しましょう。特に煙突式(CF式)風呂がまをお使いの場合は、以下のポイントをチェックしましょう。また、煙突式風呂がまを使用中に隣室で換気扇を回すと、煙突の排気ガスが逆流して一酸化炭素が浴室に充満するおそれがあるので注意してください。

**チェック1** 排気筒(煙突)内に鳥が巣を作っていませんか？

**チェック2** 排気筒(煙突)のはずれ、穴あき、詰まりはありませんか？

**チェック3** 排気があふれていませんか？

**チェック4** 給気口がふさがっていませんか？

**チェック5** 使用中に不快な臭いありませんか？

⚠️ 煙突式風呂がまを使用中に換気扇を回さないでください。

## ■ 不快な臭いや炎などに異常があれば販売店に連絡してください。

ガス機器の使用中に、異常がないかもチェックしましょう。不快な臭いや目の痛み、炎のあふれ、炎の赤色、鍋底のススなど、異常を感じたら、すぐに販売店やガス事業者にご連絡ください。



不快な臭いや目の痛みはありませんか？



炎があふれたり、赤い色になっていませんか？

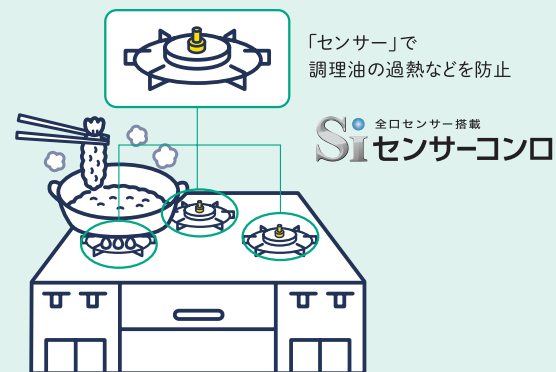


鍋底がススで黒くなっていませんか？

## ■ より安全性能の高い機器や接続具へのお取り替えをおすすめします。

### Siセンサーコンロ

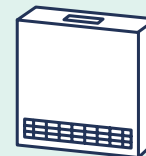
現在製造されているコンロは、すべてのバーナーに、煮こぼれや点火ミスなどで火が消えたときにガスをストップする立ち消え安全装置、調理油の温度が約250°Cになると、ガスを止め火災を防止する調理油過熱防止装置、消し忘れ消火機能、早切れ防止機能など、安全便利機能を搭載しています。



### 不完全燃焼防止装置付

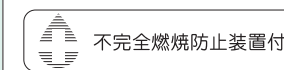
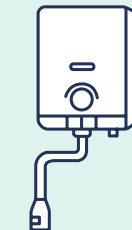
#### ファンヒーター

フィルターの目詰まりなどで新鮮な空気が不足したら、異常を検知し自動的にガスを止めます。



#### 小型湯沸器

ホコリによる熱交換器の目詰まりなどがあつたとき、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。



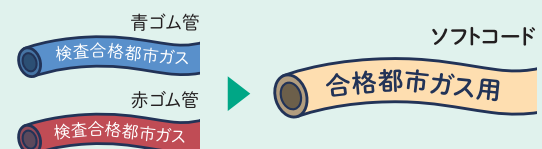
#### 使用方法

- (点火・出湯)(消火・出湯停止)
- フッシュボタンをいっぱい押ししてください。バーナーに着火しお湯が出ます。(水)の位置では水が出ます。
- 再度フッシュボタンを押してください。お湯(水)が止まり消火します。

※不完全燃焼防止装置付の機器でも、お使いになるときは必ず換気してください。

### ソフトコード

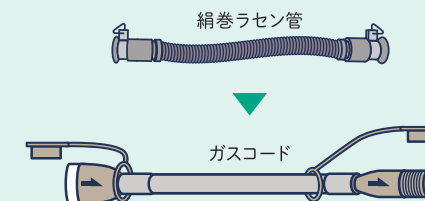
赤、青ゴム管にかわり、耐久性が向上したソフトコードが販売されています。現在赤・青ゴム管を使用されている場合は、早急にソフトコードにお取り替えください。



※コードの外観にひび割れや傷などの異常が見られるときは、早急にお取り替えください。

### ガスコード

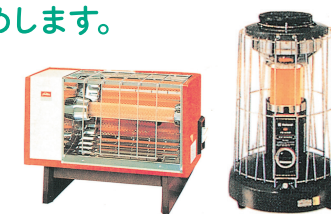
絹巻ラセン管にかわり、耐久性が向上したガスコードが販売されています。現在絹巻ラセン管を使用されている場合は、早急にガスコードにお取り替えください。



※絹巻ラセン管からガスコードにお取り替えされる場合は、別途接続用部品が必要となる場合があります。詳しくは販売店にお問い合わせください。

## ■ 金網ストーブはファンヒーターへのお取り替えをおすすめします。

- 赤熱面(金網部分)に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。
- 不完全燃焼防止装置付のファンヒーターなどへお取り替えください。
- 暖房シーズン前に点検をおすすめします。



## ■ ガス機器は、取扱説明書をよく読んで使用してください。

ガス機器を安全にお使いいただくために、新たに使用する前には取扱説明書をよく読んで内容を確認してください。取扱説明書には、日常のお手入れの方法なども記載されています。大事に保管していただき、ときどき内容をご確認ください。



## ■ 小型湯沸器をお使いのときは、次のことに注意しましょう。

### お風呂への給湯、洗髪、シャワーは厳禁

小型湯沸器でお風呂にお湯をはりしたり、シャワーや洗髪に使用しないでください。小型湯沸器を長時間連続使用すると換気が足りず、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。



※理・美容院等の特殊な薬品を使用する場所では、小型湯沸器などの開放式や半密閉式のガス給湯器ではなく、密閉式または屋外設置式のガス給湯器を設置してください。

### 繰り返し点火はしないでください

不完全燃焼防止装置のついている小型湯沸器の場合、安全装置が働いて火が消えている可能性があります。繰り返し点火はしないでください。



### 使用中に火が消える場合は販売店に連絡

使用中にたびたび火が消える場合は、使用を中止し、販売店に連絡してください。

## ■ 調理中はガス機器から目を離さないでください。

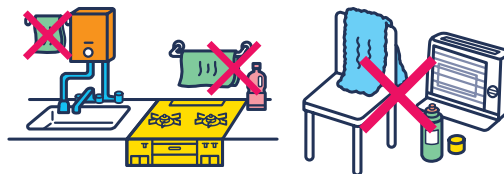
揚げ物をしているときやグリルを使用しているときに、その場を離れると、過熱に気づかず火災の原因になるおそれがあります。調理の途中で離れるときは必ず火を止めてください。

※揚げ物の調理をするときは、調理油過熱防止装置(センサー)の付いている側で行ってください。



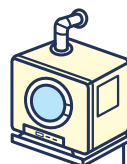
## ■ ガス機器や暖房機器のまわりに燃えやすいものを置かないでください。

ガス機器のまわりに燃えやすいものを置かないようにしましょう。炎や排気の熱で発火し、火災の原因になるおそれがあります。また、暖房機器の温風吹き出し口の近くに燃えやすいものやスプレー缶などを置いておくと、高温になり発火・爆発するおそれがあります。



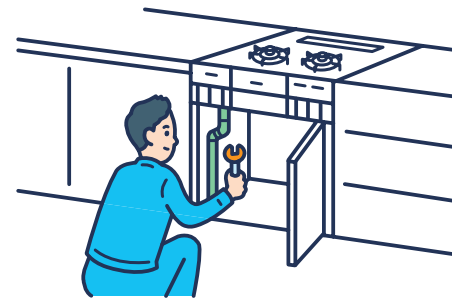
## ■ 乾燥機に油分の付いた衣類を入れしないでください。

油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていないことがあり、油の酸化熱により、自然発火するおそれがあります。油分の付いた衣類は乾燥機に入れしないでください。



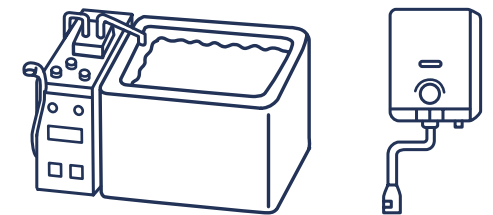
## ■ 固定して使用するガス機器の設置は販売店へご相談ください。

ガス機器が正しく設置されていない場合、接続箇所からガスがもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。固定して使用するガス機器を設置する際は、販売店までご相談ください。



### 固定して使用するガス機器の一例

ビルトインコンロ、風呂がま、小型湯沸器など



## ■ 敷地内の工事などの際は、ガス機器の取り扱いにご注意ください。

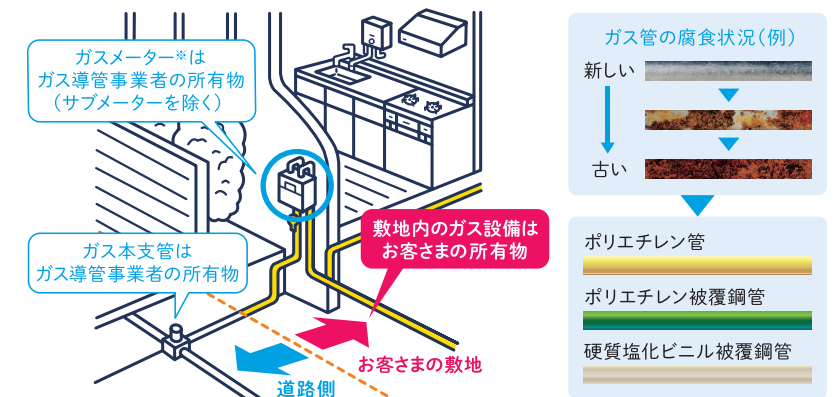
増改築工事などで、ガス機器の給排気設備をビニールなどで覆った場合は、ビニールシートなどが外されたことを確認してからガス機器を使用してください。

屋外に設置されたガス機器や屋内ガス機器の排気筒の先端を波板などで囲わないでください。空気が不足し、不完全燃焼の原因となるおそれがあります。



## ■ 古くなったガス管は、お早めのお取り替えをおすすめします。

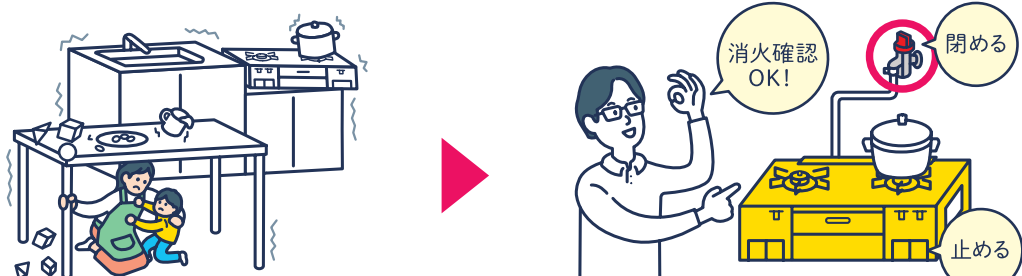
土の中に埋められている白ガス管(亜鉛メッキ鋼管)は、腐食が進行している可能性があります。敷地内のガス管はお客さまの所有物となるため、お早めのお取り替えをおすすめしています。お取り替えは有償にて行わせていただきます。詳しくはガス導管事業者までお問い合わせください。



※ガスメーターは計量法に基づき、検定満期となる前にガス導管事業者がお取り替えいたします。(10年または7年)

## ■地震のときは身の安全を最優先、揺れが収まったら消火確認を。

地震のときは、まず身の安全を確保しましょう。揺れが収まってから、ガスの火を消してください。震度5程度以上の地震の場合は、ガスメーター(マイコンメーター)が自動的にガスを遮断します。



地震のときは机の下に身を隠すなどして、まず身の安全を確保してください。

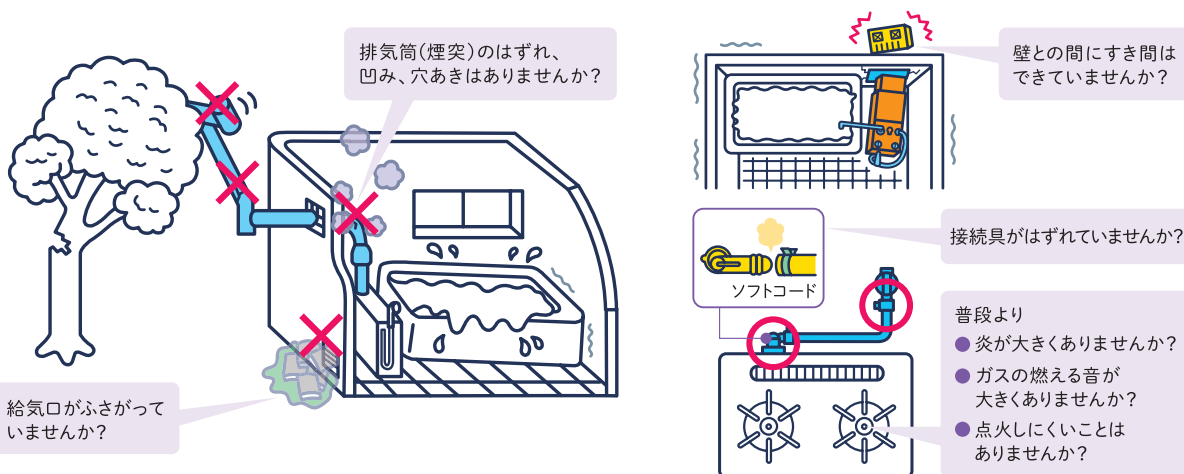
揺れが収まったら、ガス機器のスイッチを止め、ガス栓を開めてください。

## ■自然災害のあと、ガスを使うときは次のことを確認してください。

地震や台風などの自然災害のあと、ガスをふたたび使うときには、ガス機器や給排気設備に破損や異常がないかを確認してから使用してください。異常を感じたら、すぐにガス機器の使用を中止して、ガス事業者に連絡してください。

### チェックポイント

- ☑ ガス機器の周囲でガスの臭いがしないか
- ☑ ガス機器本体に変形・破損など異常がないか
- ☑ ふだんと異なるガスの燃え方をしていないか
- ☑ 煙突式などの屋内外の給排気設備に異常がないか (はずれ・凹み・穴あきがないか目視で確認してください。)
- ☑ ガス接続具が正しく接続されているか (接続具にはずれがないか目視で確認してください。)



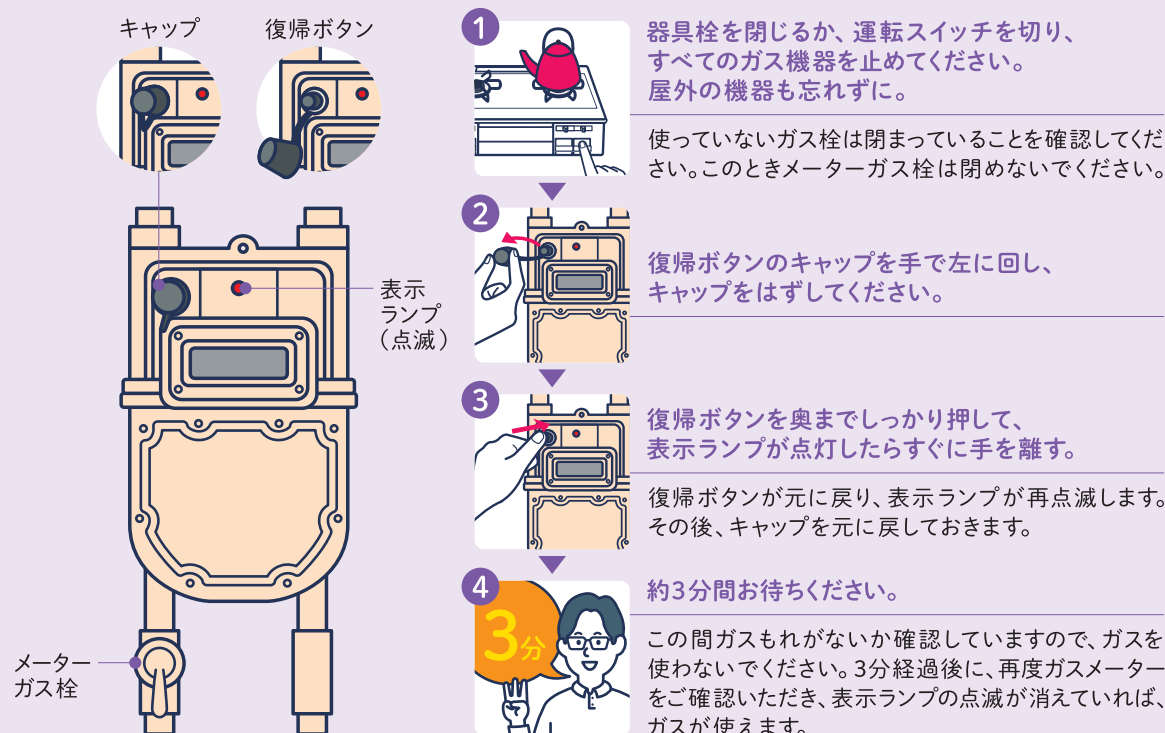
※停電等で換気設備が稼働しない場合にガス機器を使用すると、一酸化炭素中毒事故のおそれがありますので、窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。

## ■ガスが出ないときは、ガスメーターを確認してください。

ガスメーター(マイコンメーター)には、右記のような場合に安全装置が働いて自動的にガスを止める機能があります。安全装置が働いた場合、表示ランプ(赤)が点滅します。下記の手順で復帰操作をしてください。

- 大きな地震(震度5程度以上)が発生した場合
- 多量にガスがもれた場合
- ガスの圧力が低下した場合
- 機器を長時間使用した場合

### 復帰の手順



※3分経過後も、ガスが止まったままで表示ランプが点滅している場合は、ガス機器の止め忘れやガスもれが考えられますので、もう一度ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがないか確認してください。※正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合はガス事業者へ連絡してください。

## ふだんから、ガスメーターがある場所を確認しておきましょう。



災害時の対応をまとめた動画はこちら

都市ガス 自然災害 動画





# ガス臭いときには、すぐご連絡ください

## ■ ガス警報器が作動したり、 ガス臭いと感じたら、すぐガス事業者に連絡！



屋外で…



共用部で…



お部屋の中で…

※飲食店やオフィス等では、速やかにお客さま、従業員を安全な場所へ避難誘導してください。

## ■ ガス臭いと感じたときは、以下の手順で行動を！

火気は絶対使用しないでください。



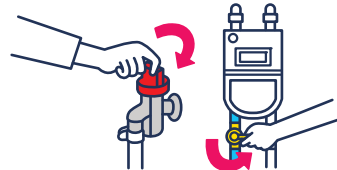
着火源となる換気扇、電灯などのスイッチに絶対手を触れないでください。



窓や戸を大きく開けましょう



ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう



すぐガス事業者へ連絡してください！

### 【ガス漏れ等の緊急のご連絡先】〈受付時間〉24時間365日

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ■今治支店 TEL(0898)32-6328  | ■徳島支店 TEL(088)654-6328 |
| ■松山支店 TEL(089)945-6328  | ■高松支店 TEL(087)821-6328 |
| ■宇和島支店 TEL(0895)22-6328 | ■丸亀支店 TEL(0877)22-6328 |
| ■高知支店 TEL(088)802-6328  |                        |

### 【その他一般のお問い合わせ先】〈受付時間〉9:00~17:30

お問い合わせ・お申し込み  **0570-011-459**  
故障修理受付  **0570-099-459**

いつもの暮らしを、いちばんに。

 **四国ガス**

※日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)を除く

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-0633におかけください

7-1

## ▶もしものために暮らしを見張ります

**24時間・365日保安体制**…ガスもれ、ガス事故などの緊急時に備えて、係員が常時待機しています。

**保安点検**…法令に基づき定期的にお客さま宅にお伺いし、ガスもれ点検や給排気設備の調査を行っています。

当社は、当社の業務を円滑に行うため、お客さまの氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の情報を収集・利用させていただきます。

当社は、これらのお客さまの個人情報(以下「お客さま情報」といいます。)の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針の下でお客さま情報を取り扱います。

- ①お客さま情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、適切に取り扱います。また、適宜取扱いの改善に努めます。
- ②お客さま情報の取扱いに関する規程を明確にし、従業者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切にお客さま情報を取り扱うように要請します。
- ③お客さま情報の収集に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的にしたがってお客さま情報を取り扱います。
- ④お客さま情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するために必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- ⑤保有するお客さま情報について、お客さま本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けし、誠意をもって対応いたします。

具体的には、以下の内容に従ってお客さま情報の取り扱いをいたします。

### 1.お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、各種の申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、又は電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの個人情報(お客さまのお名前、ご住所、電話番号等)を取得いたしますが、これらの個人情報は下記の目的に利用させていただきます。

#### 記

- ①エネルギー供給及びその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、研究開発
- ⑦その他上記①から⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社(サービス店、工事会社等)等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結び等、適切な監督を行います。

### 2.お客さま情報の第三者への開示・提供

当社は、1.利用目的に記載した場合及び以下のいずれかに該当する場合を除き、お客さま情報を第三者へ開示又は提供いたしません。

- ①ご本人の同意がある場合
- ②法令に基づき開示・提供を求められた場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることが困難である場合
- ⑤国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、お客さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥次項3.に掲げる者に対して提供する場合(3.の共同利用を行う場合に記載)

### 3.お客さま情報の共同利用

当社は、以下のとおり、お客さまの個人情報を共同利用いたします。

#### 共同利用 その1

共同して利用する者の範囲	協力会社等
利用する者の利用目的	ガス機器の安全性及び品質の向上のための情報収集、保証期間内修理及びその他の機器修理業務を円滑に遂行するため
共同して利用するお客さま情報の項目	お客さまの氏名、住所、電話番号、保有ガス機器、保有ガス機器に関する修理履歴、修理内容・結果、故障原因
お客さま情報の管理について責任を有する者	四国ガス株式会社

#### 共同利用 その2(ガスの申込等に関する個人情報の共同利用プライバシーポリシー)

共同利用する者の範囲	当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。※1 ・ガス小売事業者※2 ・一般ガス導管事業者※3
共同利用の目的	・託送供給契約の締結、変更又は解約のため ・小売供給契約(最終保障供給に関する契約を含む。)の廃止取次※4及び供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため ・供給地点に関する情報の確認のため ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため ・消費機器調査の結果の通知のため※5

共同利用 その2 (ガスの申込等に関する個人情報の共同利用プライバシーポリシー) の続き

共同利用する情報項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給契約の契約番号</li> <li>・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報</li> <li>・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法※6第159条第4項に規定する通知に関する情報</li> </ul>
共同利用の管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）</li> <li>・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）</li> <li>・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）</li> </ul>

- ※1 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者の間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- ※2 ガス小売事業者とは、ガス事業法※6第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください）。
- ※3 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法※6第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）。
- ※4 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。
- ※5 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。
- ※6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。

**4.お客さま情報の開示**

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の開示をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で回答いたします。

**5.お客さま情報の訂正等**

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の内容について訂正、追加又は削除をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、事実と異なる内容がある場合には、合理的な期間及び範囲で情報内容の訂正、追加又は削除をいたします。

**6.お客さま情報の利用停止・消去**

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の利用停止または消去をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で利用停止又は消去をいたします。

これらの情報等の一部又は全部を利用停止または消去した場合、不本意ながらご要望にそったサービスの提供ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（なお、関係法令に基づき保有しております情報については、利用停止または消去のお申し出には応じられない場合があります。）

**7.お客さま情報の開示等の受付方法・窓口**

当社が保有するお客さま情報に関する開示等（上記 4.5.6.）のお申し出は、以下の方法にて、受け付けいたします。

なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がございますので、ご了承ください。

①受付手続き

以下の窓口へ直接お越しいただくか、以下の宛先に電話、FAX、郵送または電子メールでお申込みください。

受付手続きについての詳細は、お申し出いただいた際にご案内申し上げますが、以下の方法によりご本人（または代理人）であることの確認をした上で、書面の交付その他の方法により、回答いたします。また、お申し出内容により、当社所定の申込書面をご提出いただく場合がございます。

《受付の窓口》

<p>■今治支店 〒794-0024 今治市共栄町 5-1-3 TEL(0898)32-5056 FAX(0898)32-5084</p> <p>■高知支店 〒780-8052 高知市鴨部 1-20-24 TEL(088)802-5005 FAX(088)802-5006</p> <p>■丸亀支店 〒763-0034 丸亀市大手町 3-4-35 TEL(0877)22-2301 FAX(0877)22-2303</p>	<p>■徳島支店 〒770-0821 徳島市北出来島町 1-26-2 TEL(088)654-2171 FAX(088)654-2177</p> <p>■高松支店 〒760-0067 高松市松福町 1-13-30 TEL(087)821-8146 FAX(087)821-8140</p>
<p>■松山支店 〒790-0814 松山市味酒町 1-10-6 TEL(089)945-1211 FAX(089)932-6185</p> <p>■宇和島支店 〒798-0068 宇和島市明倫町 1-1-16 TEL(0895)22-4650 FAX(0895)22-4651</p>	

なお、受付時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時10分までとなります。

《ご本人又は代理人の確認》

ご本人からお申込みの場合は、ご本人であることを運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・パスポート・健康保険の被保険者証・印鑑証明書等の証明書類の確認、弊社ご登録電話番号へのコールバック、氏名・住所・電話番号・お客さま番号及び料金支払のための振替口座番号・クレジットカード番号等の当社ご登録情報の確認等により確認させていただきます。

代理人からお申込みの場合は、代理人であることを委任状及び委任状に押印された印鑑の印鑑証明書の確認、ご本人への電話等により確認させていただきます。

②手数料

開示等の求めに対し、書面の交付により回答した場合は、別途手数料を請求させていただきます場合があります。

**8.法人等のお客さまの情報について**

当社は、法人等のお客さまの情報につきましても、利用目的、情報の公知性等を考慮し、関係法令に準拠して上記に準じ適切に取り扱います。

以上